

要請書審査結果（平成18年度）

1. 審査結果

全要請書（124市町村）について、要請内容の妥当性を確認した。

パターンA（チャーター船利用）を選択した市町村は、総じて輸送単価が高くなった。

いくつかの市町村は、海上輸送パターン及び輸送費について別途調整・確認を要した。

（該当する市町村の審査項目については、下記表中で及びイ～ニ、1～4にて表記し、その具体的内容については参考資料2-2にて説明
 なお、及びイ～ニ、1～4にて表記したものは、平成17年度に審査結果にて報告済）

輸送方法で確認・調整を要したケース

- イ 市町村が手配したチャーター船を利用し最終所有者が運搬（最終所有者同乗なし）
- ロ 定期船が就航しているが、関連事業者がチャーター船により搬出する
- ハ 最終所有者が定期船で運搬（最終所有者同乗なし）
- ニ 関連事業者が定期船で運搬（関連事業者同乗なし）

費用が高価なケース（輸送単価が全国平均の3倍以上ある市町村の理由）

- 1 船会社が1社しかないため、運賃単価が高い（価格競争がない）
- 2 定期航路の船会社が1社しかなく、その料金設定に合わせ他の船会社の料金も高く設定されている
- 3 輸送距離が長い
- 4 丸車(原形で排出される車)又は大型車(10t)等の発生台数が多い

参考：審査方法

市町村から提出された要請書類（協力要請書・事業計画書・事業明細書）を下記審査基準に沿って審査

【審査基準】	
審査項目	審査基準
対象地域の公示	主務官庁（経産省・環境省）より対象地域の公示を受けていること。
添付書類との整合性 関連業者の状況	事業計画書・事業費明細書と整合していること。 離島の関連業者の有無・業種について正しく把握し、記載されていること。
保有台数	離島の自動車保有台数を正しく把握し、記載されていること。
海上輸送範囲	海上輸送範囲の記述内容（業者間の引渡し順序等）が自動車リサイクル法に適合していること。
海上輸送パターン	海上輸送パターンが要綱の記載に沿って選択されていること。また、輸送方法が自動車リサイクル法および廃棄物処理法に適合していること。
事業概要	事業の取り回しが具体的に記述されていること。 また、この取り回しが実施可能なこと。

【海上輸送パターン一覧表】

		島内関連事業者の存在	
		無	有
使用船	チャーター船	自治体手配	Aパターン
		業者手配	Dパターン
	定期船 (最終所有者手配)	Bパターン	Eパターン

要請市町村概要			審査結果（ : 適合性問題なし ; 別途確認・調整を要した項目）														
都道府県名	市町村名	海上輸送パターン	協力要請書			事業計画書							事業費明細書				
			対象地域の公示	添付書類との整合性	関連業者の状況	保有台数	海上輸送範囲	海上輸送パターン	事業概要	証拠書類	理解普及活動	発生予定台数	事業明細書との整合性	海上輸送費	その他費用		
北海道	奥尻町	B, E															
	羽幌町	B															
	礼文町	B, E														1	
	利尻町	B, D								ロ							
	利尻富士町	D								ロ							
宮城県	石巻市	B															
	塩竈市	A								イ						1	
	気仙沼市	B, E															
山形県	女川町	B								イ							
	酒田市	B															
東京都	大島町	E								ニ							
	利島村	B								ハ						4	
	新島村	E								ニ							
	神津島村	E								ニ							
	三宅村	E								ハ						4	
	御蔵島村	B								ハ, 三							
	八丈町	E								ニ							
	青ヶ島村	B, E								ニ						3	
	小笠原村	E								ニ						3	
新潟県	佐渡市	E								ニ							
	粟島浦村	B															
石川県	輪島市	B								イ							
静岡県	熱海市	A								イ						1	
愛知県	南知多町	B															
	一色町	A, B															
三重県	鳥羽市	A								イ							
	志摩市	A								イ							
兵庫県	南あわじ市	A								イ							
	家島市	B, E															
島根県	海士町	B, E								ハ, 三						1	
	西ノ島町	B, D, E								ロ, 八, 三						2	
	知夫村	B								三						1	
	隠岐の島町	B, D, E								ロ, 八, 三						2	
岡山県	岡山市	A								イ						1	
	倉敷市	B								イ							
	玉野市	A, B															
	笹岡市	A, B															
	備前市	B															
広島県	三原市	B, E															
	尾道市	B															
	因島市	B															
	大竹市	B															
	大崎上島町	B, D, E								ロ							

